

防府市自治基本条例の一部改正について

①平成 30 年 3 月 5 日施行

平成 23 年 5 月に地方自治法が改正され、基本構想の策定義務が撤廃されたことにより、市総合計画の策定義務がなくなり、策定の必要性は市の判断に委ねられることになった。

そのため、条例の改正により、総合計画の策定義務を規定し、本市における最上位の計画と位置づけることを市の方針として示し、そのことを前々回の協議会で審議された結果、条例改正すべきと提言をいただいた。

それを受けて、事務局が条例改正の手続きを実施し、議会の承認を経て改正となった。

◎《改正前》地方自治法

第 2 条第 4 項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。 ⇒削除

◇防府市自治基本条例の一部改正

第 13 条 市政の運営の指針となる基本構想とこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」といいます。）は、この条例の趣旨に沿ったものでなければなりません。



第 13 条 市長は、市政の運営の指針であり、本市における最上位の計画となる総合計画を、この条例の趣旨に沿って策定しなければなりません。

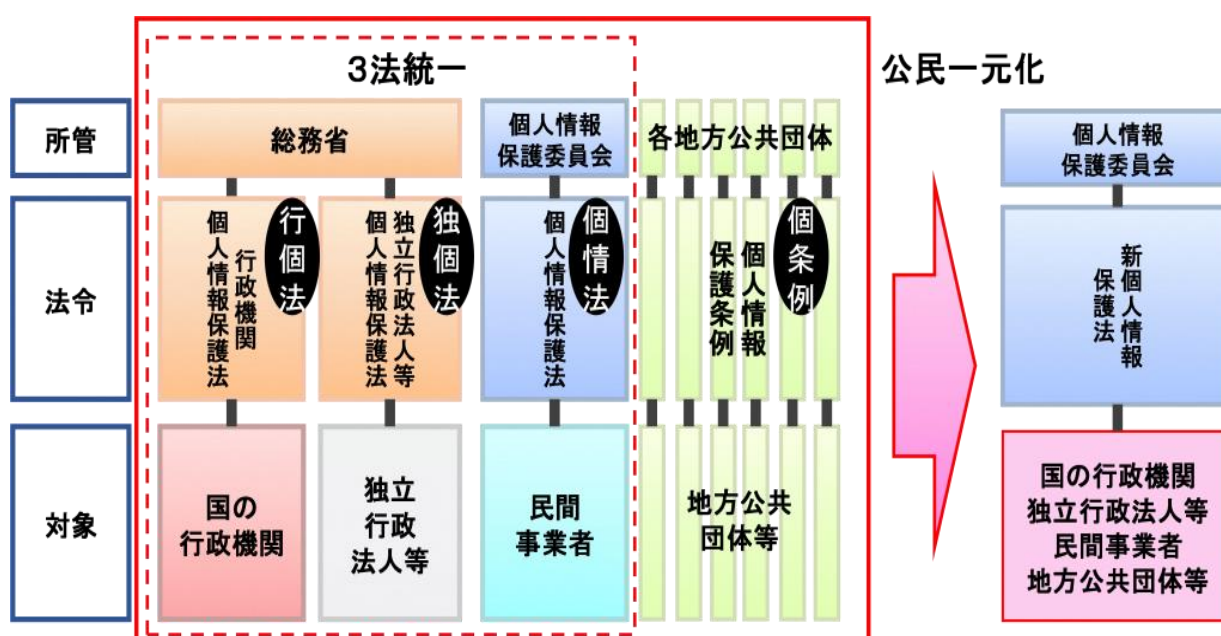
②令和5年4月1日施行

令和3年5月に個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）が改正され、これまで国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等において別々の法律、条例により個人情報を取扱うこととされていたが、令和5年4月1日より、個人情報保護法による取扱いに一元化されたため、条例の関連する部分を改正した。

◎《改正》個人情報保護法 一部抜粋

（新設）

第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。



◇防府市自治基本条例の一部改正

第16条 市長等は、個人の権利や利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報の保護を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障しなければなりません。

2 個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定めます。



第16条 市長等は、個人の権利や利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報の保護を適正に行うとともに、保有個人情報の開示、訂正又は利用停止を請求する権利を保障しなければなりません。

2 削除

③令和 6 年 6 月 20 日施行

令和 5 年 5 月に地方自治法が改正され、地方議会の役割が明確化されたため、条例の関連する部分を改正した。

◎《改正》地方自治法

第 89 条 普通地方公共団体に議会を置く。



第 89 条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体が選挙した議員をもって組織される議会を置く。

◇防府市自治基本条例の一部改正

第八条 市議会は、選挙によって選ばれた議員によって構成される意思決定機関であるとともに、市民の信託にこたえるため、行政運営を監視し、けん制する機能を果たさなければなりません。



第八条 市議会は、選挙によって選ばれた議員によって構成される議事機関であるとともに、市民の信託にこたえるため、行政運営を監視し、けん制する機能を果たさなければなりません。